

陳情文書表

受理番号	28第11号	受理年月日	平成28年2月10日
陳情者			
件名	「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書」に係る陳情		

【陳情の趣旨】

私たちは、安倍内閣が提出した、歴代の政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を容認する「安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）」について、区議会と区長に廃案を求める意見を国にあげるように要請してきました。しかし参議院は、平成27年9月19日未明に採決しました。採決の審議にあたっては、動議により発言時間の制約を図るなど、言論の府としてあるまじき規制を強いての採決でした。これに先立つ17日、この法案を審議する特別委員会は、委員長席を与党議員が取り囲み、委員長の発言内容が聞き取れない状況の中で、また、この日行われた地方公聴会の報告もないままに「採決」が行われました。これは国民の意見を無視する行為であり、国会のルールを逸脱するこの「採決」は、強行採決と言わざるを得ません。さらに私たちは、衆議院そして参議院の審議を通じて、これまでの政府が取ってきた「専守防衛」の解釈から大きく逸脱する法案であることも分かりました。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという立憲主義を規定しています。

これらのことから、この2法案が憲法違反であるとの認識を更に深めました。
そこで、憲法違反の法律は、廃止するしかないと考えます。

昨年は、1985年に目黒区平和都市宣言を制定して30年の節目を迎めました。平和都市宣言は「永遠の平和を築くよう努力する。平和憲法を擁護する」ことを誓っています。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本」とすることとしています。福祉の増進は平和で安全な社会であってこそ実現されます。

平和安全法制整備法に含まれる事態対処法第5条には、地方公共団体は、攻撃事態等において必要な措置を実施する義務を、また第8条には、国民は必要な協力に努める規定があります。中目黒には、目黒基地（統合幕僚学校国際平和協力センター）でPKOの「人材育成」を行っており、目黒区が関係されないとは言えません。目黒区民の平和に生存する権利が脅かされます。つきましては、地方自治法第99条に基づき政府機関に意見書を提出することを求めます。

区民から信託を受けている議員の見識と良心に従いご判断いただき、地域の声を

國に伝えるためにも、本陳情の趣旨をご理解いただき、ご尽力をいただきたいと考えます。

【陳情事項】

目黒区議会として集団的自衛権の行使を容認した「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)」の廃止を求める意見を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、安全保障法制担当大臣、内閣官房長官にあげていただくこと。